

■ 経緯等

H22.3 H23.3	跡地の利用に関する4校区 提案	跡地周辺4校区からなる4校区協議会から、市・九州大学へ跡地利用の提案
H25.2	跡地利用将来ビジョン 提言	検討委員会（地域の代表、学識経験者、経済界等）が策定し、市・九州大学へ提言
H27.3	跡地利用計画 策定	跡地利用協議会（地域の代表、学識経験者、経済界等）などの意見を伺いながら、市・九州大学が策定
H30.7	グランドデザイン 策定	
R5.4	事業者公募開始	九州大学・UR都市機構において土地利用事業者公募を実施
R6.4	優先交渉権者の決定	九州大学・UR都市機構において優先交渉権者を選定 (※引き続き検討が必要な事項について、審査委員から付帯意見※あり)
R7.6	第1回審議委員会 開催	優先交渉権者の事業基本計画書の検討状況について審議

※付帯意見（優先交渉権者は、下記付帯意見に留意して、事業基本計画書を作成する）

- 九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザインに掲げる、高質で快適なライフスタイルや都市空間を創出し、イノベーションを生み出すチャレンジできるまちの実現に向けて、未来に誇れるまちを創造すること。
- 福岡市、九州大学、都市再生機構や地域などの関係者と協力してまちづくりに取り組むこと。
- 持続可能なまちづくりに向けて、エリアマネジメント活動に取り組むとともに、社会変化に応じた様々な社会課題を最先端技術等で解決するスマートサービスについて、サービス間の連携やレジリエンス確保へ配慮しながら、アップデートに積極的に取り組むこと。

■ 審議委員会の設置の目的・役割

(優先交渉協定第5条抜粋)

- 審議委員会は、事業基本計画書が、事業企画提案に基づき適切に作成されているか審議し、その結果を甲（九州大学）、乙（UR都市機構）及び丙（福岡市）に報告するものとする。

■今後の予定

R7.12	第2回審議委員会 開催	優先交渉権者の事業基本計画書の検討状況について審議
R7年度中	第3回審議委員会 開催	優先交渉権者の事業基本計画書の検討状況について審議
R7年度中	事業基本計画書の確定 土地利用事業者の決定	
R8年度 以降	土地の段階的な引渡し	
R10年度 以降	第1期まちびらき	